

# 総務委員会情報連絡

令和6年9月26日

情報連絡事項	頁
1 令和6年度の工事請負契約について (契約金額6千万円以上1億8千万円未満) . . . . .	2
2 令和5年度 公益通報制度等の運用状況について . . . . .	3

(総 務 部)

# 総務委員会情報連絡

令和6年9月26日

件名	<b>令和6年度の工事請負契約について (契約金額6千万円以上1億8千万円未満)</b>						
所管部課名	総務部 契約課						
内 容	令和6年度、契約金額6千万円以上1億8千万円未満の工事請負契約について、報告する。						
	<b>1 令和6年度契約（令和6年7月1日～7月31日締結）</b>						
	業種	件名 (工事場所)	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方	契約 月日	
	一般 土木	1	中居堀蓋掛け水路改修工事（道路整備課工事第13号） （総合評価方式） 工事発注課：道路整備課 足立区綾瀬六丁目37番先	86,900,000	96.63	中沢建設株式会社	7/4
		2	橋梁補修工事（道路整備課工事第12号） 工事発注課：道路整備課 足立区東伊興二丁目21番から古千谷本町四丁目2番先ほか2橋	76,653,500	93.78	新和建设株式会社 東京支店	7/5
	建 築	1	弘道第一小学校プール缶体改修その他工事 工事発注課：中部地区建設課 足立区弘道一丁目20番8号	80,740,000	95.09	株式会社 向田工務店	7/5
	※ 契約金額には消費税を含む。 ※ 契約金額が6千万円以上1億8千万円未満の工事でも、既に上程したものは記載していない。						

# 総務委員会情報連絡

令和6年9月26日

件名	令和5年度 公益通報制度等の運用状況について																					
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課																					
内容	<p>足立区においては、公益通報制度（内部通報制度及び外部通報制度）及び提言、要望等に関する取扱規程の運用状況等については、毎年度、各要綱の規定に基づいて公益監察員の意見を付して公表することとされている。令和5年度の運用状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 内部通報及び対応等の状況並びに運用状況に関する意見について</b></p> <p>内部通報とは、区の職員等が区の事務事業等の執行において、法令等に違反するなどの事実が生じていると考える場合等に公益監察事務局（以下「事務局」という。事務局はコンプライアンス推進担当課が務めている。）等に行う通報をいう。調査は原則として公益監察員が行う。（根拠：足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱）</p> <p>(1) 内部通報及び対応等の状況 <span style="float: right;">内部通報 6 件</span></p> <table border="1" data-bbox="443 1043 1369 1727"> <thead> <tr> <th>事案の概要</th> <th>調査結果</th> <th>是正措置等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業者等に対する情報漏えい</td> <td>違法な事実は認められない</td> <td>是正措置なし</td> </tr> <tr> <td>②会計年度任用職員の採用に関する不正行為</td> <td>違法な事実は認められない</td> <td>採用選考の情報提供等に個人のスマホは使わない</td> </tr> <tr> <td>③委託契約の入札における不公正な行為の疑念</td> <td>違法な事実は認められない</td> <td>是正措置なし</td> </tr> <tr> <td>④資格更新における不正行為、上司の報告義務違反</td> <td>違法な事実が認められた</td> <td>証明書の返還 幹部職員の意識付け等</td> </tr> <tr> <td>⑤業務委託契約の入札における法令違反の疑い</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥外部有識者からの特定要求等の疑い</td> <td>違法な事実は認められない</td> <td>設置要綱の見直し 支出原議の記述の見直し</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通報者が特定される情報を公表してはならない（要綱第29条）          ※ 令和6年8月末現在の状況</p> <p>(2) 公益監察員意見</p> <p>ア 意見者 足立区公益監察員（弁護士） 迫 友広</p> <p>イ 意見内容          当職は、令和5年度、足立区において、内部通報の根拠となる</p>	事案の概要	調査結果	是正措置等の概要	①事業者等に対する情報漏えい	違法な事実は認められない	是正措置なし	②会計年度任用職員の採用に関する不正行為	違法な事実は認められない	採用選考の情報提供等に個人のスマホは使わない	③委託契約の入札における不公正な行為の疑念	違法な事実は認められない	是正措置なし	④資格更新における不正行為、上司の報告義務違反	違法な事実が認められた	証明書の返還 幹部職員の意識付け等	⑤業務委託契約の入札における法令違反の疑い	調査中		⑥外部有識者からの特定要求等の疑い	違法な事実は認められない	設置要綱の見直し 支出原議の記述の見直し
事案の概要	調査結果	是正措置等の概要																				
①事業者等に対する情報漏えい	違法な事実は認められない	是正措置なし																				
②会計年度任用職員の採用に関する不正行為	違法な事実は認められない	採用選考の情報提供等に個人のスマホは使わない																				
③委託契約の入札における不公正な行為の疑念	違法な事実は認められない	是正措置なし																				
④資格更新における不正行為、上司の報告義務違反	違法な事実が認められた	証明書の返還 幹部職員の意識付け等																				
⑤業務委託契約の入札における法令違反の疑い	調査中																					
⑥外部有識者からの特定要求等の疑い	違法な事実は認められない	設置要綱の見直し 支出原議の記述の見直し																				

規程が整備され、通報の受付・調査に対応するための窓口、事務局等の体制が整えられているとともに、庁内に十分周知されていることを確認した。また、報告を受けた令和5年度中の内部通報への対応についても、不適當な点は認められなかった。

なお、公益監察員の是正措置等の意見と、意見に対する足立区の回答が必ずしもかみ合っていないと思われるものが見られた。公益監察員が足立区の幹部職員から独立して職権を行使することとされている以上、意見の食い違い等があることは当然予想される事態であると言え、それ自体に特段問題があるわけではないが、是正措置をより実効的なものとする等の観点から、必要に応じて、独立性を害さない範囲で公益監察員と足立区職員が是正措置等に関し意見交換をする必要があるものと思料する。

#### ウ 区の対応

公益監察員には、事務局から区の制度等について十分情報提供するとともに、是正措置等の意見については、事務局で詳細に確認し、該当所属へ確実に伝え、齟齬のないように対応していく。

## 2 外部通報及び対応等の状況並びに運用状況に関する意見について

外部通報とは、外部の労働者等が自ら雇用され、役務を提供する事業者などにおいて、法令や条例に違反する事実が生じていると考える場合等に、事務局又は処分等を行う権限を有する区の担当課に行う通報をいう。調査は処分等を行う権限を有する区の担当課が行う。(根拠：足立区外部公益通報等の手続に関する要綱)

### (1) 外部通報及び対応等の状況

外部通報 2件

事案の概要 (違法な事実)	違反する法令	調査結果	措置の概要	備考
①事業者Aは、長年にわたり、法律上必要な免許を有しない者Bを雇って当該業務を行わせ、区には隠ぺいをしている。	通報者保護のため明示しない。	違法な事実が認められた。	1 当該事業者に対して嚴重注意。報告書の提出を指示。 2 警察に情報提供。	報告書により、無免許者による業務を取り止めたことを確認した。
②事業者Cは、Dが法律上必要な免許を有しないと知っていながら当該業務を行わせている。	通報者保護のため明示しない。	違法な事実が認められた。	1 当該事業者に対して嚴重注意。報告書の提出を指示。 2 警察に情報提供。	報告書により、無免許者による業務を取り止めたことを確認した。

※ 通報者等が特定される情報を公表してはならない(要綱第28条)

## (2) 公益監察員意見

ア 意見者 足立区公益監察員（弁護士） 金子 憲康

### イ 意見内容

令和5年度は、外部通報要綱に基づき2件の通報が寄せられたが、いずれの事案についても、同要綱に基づき適正に、受付、受理、調査の必要性判断、調査及び措置がなされ、またその過程において適時に公益監察員に助言が求められていることを確認した。

区民の声（区長へのメール）等による苦情等につき、当面、適用を見合わせるとの判断については、総括通報等責任者の事務総括権に基づき対応したとのことであり、その判断自体には疑義はないものの、適用明確性の確保のために、同要綱上に適用除外の根拠規定（該当事由、判断主体、判断手続等）を定めることが望ましいものと思料される。

### ウ 区への対応

外部通報要綱に適用除外の根拠規定を定めるため、全庁調査を実施した上で、適用除外の法令等を特定し、年度内に外部通報要綱の改正を行っていく。

## 3 特定要求等及び対応等の状況並びに運用状況に関する評価等について

職員が外部から特定要求等（特定要求（注1）又は不当要求（注2））を受けた場合に、直ちに上司等に報告し、特定要求等記録票により事務局に通報する。事務局等は区長に報告するとともに、公益監察員等による助言を含めて支援し、公正な職務執行を確保する。

（根拠：足立区への提言、要望等に関する取扱規程）

注1 特定要求とは、正当な理由なく特定の者（個人、法人、団体等）に有利又は不利な扱いを求めるなどの不公正な対応や、法令違反の対応を職員に求める要求

注2 不当要求とは、暴力行為、どうかつ、面会の強要、誹謗中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段により、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為又は要求

## (1) 特定要求等及び対応等の状況

不当要求 3件

事案の概要	要求の 態様	助言・対応状況等
①回答、謝罪等をして、執拗に長時間、暴言をまじえて職員を追及する行為	不当要求	①公益監察員に資料を送付し、助言を依頼。 ②事務局が被害職員等からヒアリングするとともに、公益監察員からの助言の内容を説明。 ③（全庁方針）質問等に対しては、電話ではなく、文書回答に一元化する。 ④（全庁方針）困難事案として各課の苦情等を共有し、顧問弁護士の助言等を受けながら全庁的な組織対応を行う方針となった。 ⑤本件による不当要求対応は終了。
②利害関係者からのケースワーカー等への執拗な抗議、要求及び暴言	不当要求	①事務局が被害職員等から事情聴取。 ②事務局が提供資料の精査、法的対応等に関する助言。 ③助言を受けて担当課が対応。 （関連訴訟が和解により解決） ④顧問弁護士の確認を受けた回答文の送付。 ⑤不当要求対応は終了。
③生活保護受給者からケースワーカー等に対する逸脱した要求、中傷する言動	不当要求	①公益監察員に資料を送付し助言を依頼。 ②事務局が事態改善に有益な参考資料、公益監察員の助言を提供。 ③公益監察員、被害職員等及び事務局とのウェブ会議実施。公益監察員が法的な観点からの助言等を行う。 ④公益監察員の助言等を受けて、要求者の過剰な要求を制約し、適切に要求者に対応。 ⑤要求者が他自治体に転出したことにより、不当要求対応は終了。

(2) 公益監察員の評価、意見

ア 評価者 足立区公益監察員（弁護士） 金子 憲康

イ 評価内容

(ア) 運用状況評価

令和5年度は3件の特定要求等の事案が公益監察事務局に相談された。うち2件において、足立区への提言、要望等に関する取扱規程（以下「本取扱規程」という。）に基づき公益監察員に助言が求められ、またうち2件において顧問弁護士への相談も行われた。当該特定要求等を受けた部署は、これらの相談結果を踏まえて、要求者への対応を執ることなどにより、当該特定要求等は終了した。

このとおり特定要求等への対応は、本取扱規程に基づき、公益監察事務局及び公益監察員等の助言等を得ながら適切に行われたものと評価できる。また、カスタマー・ハラスメントと評価されるこれら3件の事案への対応内容においても足立区の公正な職務執行は確保できたものと評価する。

(イ) 意見、要望

本取扱規程に基づく特定要求等の取扱いは、足立区の公正な職務執行を確保することを目的としている。今後も、職員に対して引き続き本取扱規程につき適切な周知を図り、本取扱規程の適切な運用が継続されていくことを期待する。